

ねんきん共済・悠々プラン

〔拠出型企業年金保険(生保)・新団体年金共済〕

【加入日(責任開始日)】
月 払:2025年9月1日
半年 払:2025年9月1日
【口座振替日】
2025年8月12日
(休日の場合は翌営業日となります)

【契約概要】【注意喚起情報】はP7～P10に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認ください。

電機連合のスケールメリットを活かした組合員のための共済制度です。

※生命保険会社＝「生保」、全国労働者共済生活協同組合連合会＝「こくみん共済 coop」と表記します。

■ねんきん共済の特長

1. “ライフステージ”に合わせ、ムリなく、ムダなく、ナガく積立てが可能!!

- 口数制だから生活状況に応じた掛金をご自身で自在に決めることができます。
月払…年3回、半年払…年2回 掛金(口数)変更ができます。
- 一時払での積増しができます。(年2回まで)
- 繰延制度があります。(加入10年以上かつ満55歳以上の加入者。悠々プランは対象外)
掛金の払込みをストップし、最長満65歳までお支払いを延期することができます。

2. 税負担の軽減効果がある場合があります

- 積立期間中は払込保険料を超える額に対する課税はありません。
- 生命保険料控除の対象になるため、税負担が軽減されます。(生命保険料控除の上限に達していないとき)
▶ねんきん共済の掛金は個人年金保険料控除対象(加入時年齢満50歳未満)。ただし満50歳以上で加入、ならびに悠々プランは一般の生命保険料控除対象。
- 脱退した場合の脱退一時金は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

3. 安心して加入できる2つの保証制度!!

●元本保証制度(脱退時)

- ▶掛金等には電機連合、生保、こくみん共済 coop 等の手数料がかかりますので、短期間での脱退は元本割れします。この元本割れ部分を電機連合が保証いたします。(万一、生保・こくみん共済 coop が破綻した場合を保証するものではありません)
条件 ア. 月払は13回以上、半年払は3回以上掛金の払込みがあること(一時払積立分:積立日から1年未満は保証しません)
イ. 自動脱退者(口座振替3回続けて不能)でないこと
ウ. 一部引出し(減口)をしていないこと(悠々プラン)

●生命保険契約者保護機構

- 生保分について、責任準備金等の90%を補償する制度です。
▶仮に5%委託している生保が破綻した場合でも99.5%(=95%+5%×90%)補償されます。
※「責任準備金」とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金等の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金のことであり、保険金・年金等とは異なります。詳細は8ページ記載の「生命保険契約者保護機構」についてをご参照ください。

4. 超低金利のローン制度を利用できます

2024年11月現在の金利⇒年1.65%

- 利用の目的: 用途は自由
- 金額の限度: 生保分の積立金(ねんきん共済と悠々プランの合計)の90%以内で最高300万円
- ねんきん共済は規程上、積立金の一部引出しはできません。加入者サービスとしての新共済ローン制度をご利用ください。(退職された方はご利用できません。)
- ご利用時には中央労働金庫の審査があります。
※詳細は組合へお問い合わせください。

5. 豊富な年金種類

ねんきん共済: 生保は6種類、こくみん共済 coop は3種類
悠々プラン: 生保は7種類、こくみん共済 coop は4種類
のコースから選択できます。

電機連合の年金制度の概要

積立をしていく資金作りの制度です。

二つの制度があります。

ねんきん共済

「厚生年金等の不足分を補い、ゆとりある老後生活を送るための資金づくりにご活用ください」

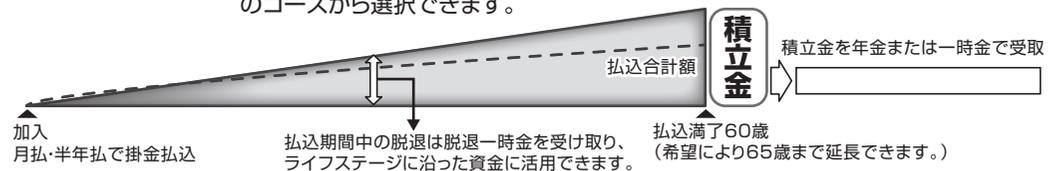
- 【掛金】
- ・月払制度 1口1,000円で、5口～100口で加入 → 3口がこくみん共済 coop 引き受け、3口を超える部分が生保引き受け
 - ・半年払制度 1口10,000円で、3口～50口で加入 → 生保引き受け
 - ・月払・半年払の各制度に一時払の積増しができます。

- 保険料は、年末調整において個人年金保険料控除の対象。(50歳未満で新規加入の場合。50歳以上の新規加入は一般の生命保険料控除)
- 一部引出し(減口)はできません。
- 繰延制度があります。
加入10年以上かつ満55歳以上で掛金払込をやめて、給付を延期。

悠々プラン

「ライフステージに合わせた資金作りにご活用ください」

- 保険料は、年末調整において一般の生命保険料控除の対象。
- 生保分の積立金について、一部引出し(減口)をすることができます。
- ねんきん共済と比べ給付額は長期的には若干低い。(p5給付額試算表ご参照)
- 繰延制度はありません。



ゆとりあるセカンドライフを送るためには

<厚生労働省「令和5年簡易生命表」>

1 すご〜く長生き!! 平均余命の推移

令和5年の簡易生命表によると、日本人の平均寿命は男性が81.09年、女性が87.14年となっています。人生100年時代を迎えた今、老後をどのように暮らしていくかが、ますます重要な問題となってきました。

※平均寿命とは、0歳の人の平均余命を言います。

平均余命の推移

(単位：年)

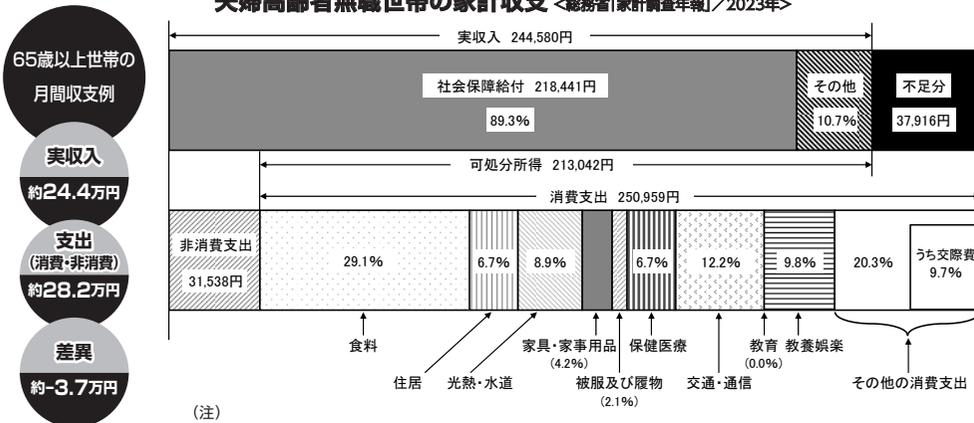
年齢	男性			女性		
	令和5年	令和4年	前年との差	令和5年	令和4年	前年との差
0歳	81.09	81.05	0.04	87.14	87.09	0.05
60歳	23.68	23.59	0.09	28.91	28.84	0.08
65歳	19.52	19.44	0.09	24.38	24.30	0.07

ゆとりある老後生活費は約37万円

令和4年度(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」



夫婦高齢者無職世帯の家計収支 <総務省「家計調査年報」/2023年>



(注)

- 1 図中の「社会保険給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
- 2 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
- 3 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
- 4 図中の「不足分」とは、「実収入」と、「消費支出」及び「非消費支出」の計との差額である。
- 5 記載の数字は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳を足し上げ必ずしも合計とは一致しません。

2 年金額10万円を受け取るために必要な積立金額は?

数値は、60歳年金受取開始時、概算値です。

年金種類	5年2倍型(注1) 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	15年保証夫婦(注2) 連生終身年金
男性	約862万円	約1,137万円	約1,656万円	約2,143万円	約2,456万円	約2,781万円
女性					約2,778万円	約2,910万円

(注1) 5年2倍型10年確定年金は、前半10万円、後半5万円です。

(注2) 15年保証夫婦連生終身年金は、男性60歳・配偶者同年齢の場合です。

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

だから若いうちから積立てないと!!

「悠々プラン」の制度内容

1 積立金の「一部引出し(減口)」取り扱い!!(生保分のみ対象) ※掛金の変更はありません



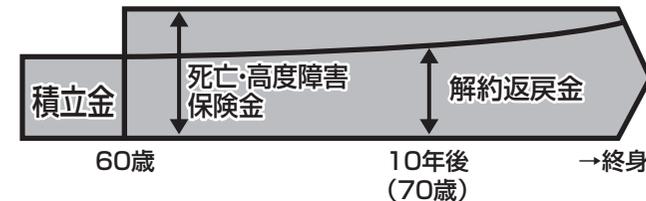
※所定の事由に該当する場合

- 受取希望金額は10万円単位でのお申込ですが、実際の受取額は希望金額と若干異なります。
- 月1回引出しができます。(書類の締切日は毎月15日で、当月末までにお支払いします。)

2 積立完了時の「終身保険コース」取り扱い(生保分のみ対象) ※注1

一時払退職後終身保険の概要…積立金を保険料に充当して「終身保険」へ加入できる制度です。(要告知)

一定額の保障が生涯続きます。ご要望により保険金の一部を解約することも可能です。



※注1

一時払退職後終身保険は、一時払保険料に対して死亡・高度障害保険金が設定される保険で、払込完了時に案内しています。

2020年1月より、死亡保険金・高度障害保険金が一時払保険料を下回る制度になるため、引受会社の明治安田生命保険相互会社は取り扱いを休止することになりました。

取り扱いが再開された場合、払込完了者への案内を再開いたします。

■ 制度の内容

加入資格	<ul style="list-style-type: none"> ●電機連合加盟組合の組合員で、申込日現在健康で正常に就業し、かつ加入日(2025年9月1日)現在、満15歳以上満58歳未満の方 (注)※個人年金保険料控除対象となる方は、ねんきん共済に満50歳未満で加入された方です。(満50歳以上で加入、または悠々プランに加入された方は一般の生命保険料控除対象です。) ※ねんきん共済と悠々プランの一方または両方への加入ができます。ただし、コース間の積立金の移行はできません。 		
積立完了年齢	<ul style="list-style-type: none"> ●満60歳到達日とします。 ●積立完了時に本人の申出により最長満65歳まで継続加入することができます。 ●積立完了月の3か月前の月始に積立金、年金額、手続き方法等を記載した「積立完了のご案内」を送付いたします。 		
払方	<ul style="list-style-type: none"> ●ねんきん共済、悠々プランともに月払と半年払があります。月払、半年払はそれぞれ独立した別契約として取り扱います。 (月払は生保とこくみん共済 coop、半年払は生保のみで制度運営しています。) 		
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金は、月払の場合毎月12日(第1回掛金引落日 8月12日)、半年払の場合8月12日と2月12日(いずれも休祝日の場合は翌営業日)に収納代行会社により、加入者預金口座から自動引落しされます。 ●加入口数 月払1口1,000円。最低5口最高100口(うち、3口はこくみん共済 coop 分) 半年払1口10,000円。最低3口最高50口(生保のみ) 月払・半年払の両方に加入することもできます。 ●月払、半年払の加入者は別途一時払の申込みができます。 月払は生保分、こくみん共済 coop それぞれに申込みができます。 生保分一時払1口10万円。最低1口最高200口(2,000万円) こくみん共済 coop 分一時払1口10万円。最低1口最高20口(200万円) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> こくみん共済 coop の一時払等の注意事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 新規加入(初回引落)時は、取り扱いません。年4回の「一時払加入時期」をご利用ください。 ② 一時払の申込は、「こくみん共済 coop 用一時払申込書」に記入・提出ください。 ③ 引落日の翌月の中旬に、こくみん共済 coop から「一時払加入者票」を送付します。 ④ 一時払の「累計払込掛金」は「ねんきん共済」「悠々プラン」の合計で、1,500万円が限度です。 ⑤ こくみん共済 coop には、<u>年金年額120万円の限度があり、この年金年額120万円はこくみん共済 coop の個人年金とも合算されますので、ご留意願います。</u> ⑥ 一時払の加入限度は一時払積立日ごとに「ねんきん共済」「悠々プラン」合計で20口(200万円)です。 </div>		
運営事務費	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金には運営事務費、生保・こくみん共済 coop 手数料等が含まれています。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px; vertical-align: top;"> 〈電機連合運営事務費〉 月払 掛金の0.9% 半年払 掛金の0.3% 一時払 掛金の 0% </td> <td style="padding-left: 10px; vertical-align: top;"> 〈生保・こくみん共済 coop 付加保険料等〉 [生 保] 電機連合運営事務費控除後の保険料の約1.3%(一時払も同じ) 積立金年間平均残高の約0.1%～約0.15% 遺族一時金保険料は、月払掛金の約0.05%～約0.08%、 半年払掛金の約0.36%～約0.54%(剰余金があれば積立金に加算) [こくみん共済 coop] 掛金の約1.15%(一時払は掛金の約1.0%) 積立金年間平均残高の約0.1% </td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> ※生保については契約ごとの規模(加入者数、年金資産、年間保険料)により付加保険料率が異なります。 </div> <p style="margin-top: 10px;"> 早期に脱退するとその脱退一時金は払込掛金合計額を下回ることがありますのでご注意ください。 ※記載の数値は2024年8月31日現在の数値であり、今後変更される場合があります。 </p>	〈電機連合運営事務費〉 月払 掛金の0.9% 半年払 掛金の0.3% 一時払 掛金の 0%	〈生保・こくみん共済 coop 付加保険料等〉 [生 保] 電機連合運営事務費控除後の保険料の約1.3%(一時払も同じ) 積立金年間平均残高の約0.1%～約0.15% 遺族一時金保険料は、月払掛金の約0.05%～約0.08%、 半年払掛金の約0.36%～約0.54%(剰余金があれば積立金に加算) [こくみん共済 coop] 掛金の約1.15%(一時払は掛金の約1.0%) 積立金年間平均残高の約0.1%
〈電機連合運営事務費〉 月払 掛金の0.9% 半年払 掛金の0.3% 一時払 掛金の 0%	〈生保・こくみん共済 coop 付加保険料等〉 [生 保] 電機連合運営事務費控除後の保険料の約1.3%(一時払も同じ) 積立金年間平均残高の約0.1%～約0.15% 遺族一時金保険料は、月払掛金の約0.05%～約0.08%、 半年払掛金の約0.36%～約0.54%(剰余金があれば積立金に加算) [こくみん共済 coop] 掛金の約1.15%(一時払は掛金の約1.0%) 積立金年間平均残高の約0.1%		
保険料控除対象	<ul style="list-style-type: none"> ●ねんきん共済は満50歳未満で加入の場合、個人年金保険料控除の対象です。満50歳以上で加入の場合は一般の生命保険料控除の対象です。 ●悠々プランは一般の生命保険料控除の対象です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。 		
新規加入及び口数変更等	<ul style="list-style-type: none"> ●新規加入・口数変更日は、月払年3回(6/1,9/1,1/1)、半年払年2回(9/1,3/1)です。 		
積立金の一部引出し(減口)	<ul style="list-style-type: none"> ●悠々プラン(生保分)は積立を継続しながら積立金の一部を引出すことが可能です。(月1回可能、こくみん共済 coop 分は引出し不可)受取希望金額は10万円単位ですが、実際の受取額は若干異なります。(請求書の締切は毎月15日で、当月末までにお支払いします。) ●ねんきん共済は積立金の一部を引き出すことはできません。 ●加入者は右記記載事由がある場合には、お申出により一部引出し(減口)をすることができます。 ●掛金の引落しができないと一部引出し(減口)ができない場合があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 事由 <ol style="list-style-type: none"> ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 </div>		

■ 制度の内容

掛金未納 (残高預金不足等) による脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●3回続けて振替不能となった加入者については、自動脱退の取扱いとなり、掛金口座振替は自動的に停止されますのでご注意願います。 ※積立完了となった加入者については、積立完了月以降の掛金口座振替は自動的に停止されます。 ※自動脱退、積立完了となった場合は、「脱退・積立完了給付金請求書」を提出し、脱退一時金等の請求手続きをお願いします。
組合員で なくなった時	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員でなくなった時(退職・死亡等)は、原則として脱退の手続きをしていただきます。ただし、次の場合に限り所属の労働組合が認めれば継続することができます。 ①退職した場合 ②管理職になるなどで組合員でなくなった場合
積立金 明細書等	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者には「加入者票」が加入月、変更月の下旬に自宅あてに送付されます。(新規加入、口数変更、一時払申込時) ●加入者には年1回(10月下旬)、「生命保険料控除証明書」を自宅あてに送付します。 ●加入者には年1回(12月下旬)、「積立金明細書」を自宅あてに送付します。
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年の決算により配当金が生じた場合、積立期間中は積立金に繰入れられます。 ●年金受給権取得後は年金額の積み増しに充当されます。
生保分	<ul style="list-style-type: none"> ●積立期間中と年金開始後では異なります。
割り戻し金	<ul style="list-style-type: none"> ●積立期間中と年金開始後では異なります。
給 付	<p>〈脱退一時金〉 積立期間中に脱退した時は、脱退一時金を加入者にお支払いします。 ・月払・半年払それぞれ脱退することはできますが、一時払のみ脱退することはできません。</p> <p>〈遺族一時金〉 積立期間中に死亡したときは脱退一時金に掛金相当額(月払=1ヵ月分、半年払=半年分)を加算した額を遺族一時金としてお支払いします。なお、一定の条件で遺族10年確定年金でも受取れる場合があります(生保のみ)。遺族とは電機連合ねんきん共済規程第20条に定める遺族の範囲および支給順位によります。→電機連合福祉共済センターホームページ(https://kyosai.jeiu.or.jp/)内のねんきん共済悠々プランQ&A内のQ19を参照)</p> <p>〈一時金支払期日〉 給付金請求書類の締切は月1回15日で、お支払日は翌月10日です。(10日が休日の場合は翌営業日)</p> <p>〈年金〉 「ねんきん共済」にご加入の方 積立完了年齢(満60歳)に達した時、または加入10年以上かつ満55歳以上で脱退された時に加入者に年金をお支払いします。 ただし、満60歳未満で脱退された場合、保証期間付終身年金のみの選択となります。 (注)加入時年齢満50歳以上の方は、こくみん共済 coop 分について、初年度年金月額1万円未満の場合、一時金でのお支払いとなります。</p> <p>「悠々プラン」にご加入の方 積立完了年齢(満60歳)に達した時、または加入2年以上かつ満55歳以上で脱退された時に加入者に年金をお支払いします。 (注)年金種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能ですが、生保分、こくみん共済 coop 分それぞれについて、初年度年金月額が1万円未満の場合、一時金でのお支払いとなります。</p> <p>〈年金受取人(掛金負担者)〉 加入者ご本人となります。</p> <p>〈年金種類〉 ねんきん共済…6種類(こくみん共済 coop は3種類)の年金種類から1種類選択できます。 悠々プラン…7種類(こくみん共済 coop は4種類)の年金種類から1種類選択できます。</p> <p>〈年金支払期日〉 生保は金額にかかわらず年4回(3、6、9、12月)3ヵ月分ずつ。 こくみん共済 coop は年金月額1万円以上は年4回3ヵ月分ずつ、年金月額1万円未満は年1回(12ヵ月分)</p> <p>〈繰延制度のご注意事項〉(悠々プランは非対象) 繰延とは、掛金の払込みを止め、支払を延期することをいいます。 ・加入10年以上かつ満55歳以上の加入者 ・繰延期間中、掛金の払込再開はお取り扱いしません。 なお、繰延期間中の年金給付は可能です。</p> <p>〈年金受給権取得時満60、65歳到達時の一時払による年金買増し〉 生保は確定年金選択の場合は、年金受給権取得時の積立金の範囲内となります。 (終身年金を選択する場合はこの限りではありません。2,000万円まで可能です。) ※半年払は3月、9月の誕生日の方のみ受給権取得時に一時払可能です。 他の誕生日の方は積立を延長されて、直後の3月、9月に一時払の申込をする方法があります。 こくみん共済 coop は年金種類に関係なく累計積立限度額(1,500万円)の範囲内であれば可能です。</p> <p>〈年金受給中の一時金受取り〉 「確定年金」の場合は受給期間満了までの残余期間の年金を精算し、その年金現価を一括して受け取ることができます。「保証期間付終身年金(夫婦連生終身年金含む)」の場合は保証期間内の残余期間の年金現価のみ精算して一括受取りできます。保証期間経過後に加入者が生存の場合、および夫婦連生終身年金については、保証期間経過後に加入者または配偶者が生存の場合、再び年金受取りが開始されます。保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。</p> <p>〈年金受給中の死亡〉 ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。遺族とは上記<遺族一時金>欄をご参照ください。</p> <p>〈給付金の課税〉 一時金…一時所得の課税対象 年金…雑所得の課税対象 ※詳細は、P6をご参照ください。</p>

相互会社(生保)においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

■ねんきん共済 給付額試算表

生保、こくみん共済 coop とともに予定利率年1.25%で計算したもので、今後変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。電機連合運営事務費、生保・こくみん共済 coop の手数料等により短期間の脱退一時金は払込掛金を下回る試算です。

月払10口(1万円)加入の場合 (生保7,000円、こくみん共済 coop3,000円)				
加入年数(年)	払込掛金合計額 (単位:円)	生保 0.7万円 (単位:約 円)	こくみん共済 coop 0.3万円 (単位:約 円)	積立金額(生保+こくみん共済 coop) (脱退一時金額) (単位:約 円)
1	120,000	82,600	35,480	118,080
2	240,000	166,180	71,380	237,560
3	360,000	250,670	107,690	358,360
4	480,000	336,140	144,410	480,550
5	600,000	422,660	181,560	604,220
6	720,000	510,090	219,140	729,230
7	840,000	598,570	257,140	855,710
8	960,000	688,030	295,590	983,620
9	1,080,000	778,540	334,470	1,113,010
10	1,200,000	870,100	373,810	1,243,910
15	1,800,000	1,343,860	577,370	1,921,230
20	2,400,000	1,845,410	792,900	2,638,310
25	3,000,000	2,376,500	1,021,120	3,397,620
30	3,600,000	2,938,880	1,262,770	4,201,650
35	4,200,000	3,534,650	1,518,630	5,053,280
40	4,800,000	4,165,980	1,789,550	5,955,530

半年払5口(5万円)に加入の場合 (生保5万円)		
加入年数(年)	払込掛金合計額 (単位:円)	生保積立金額 (脱退一時金額) (単位:約 円)
1	100,000	98,500
2	200,000	198,500
3	300,000	299,500
4	400,000	401,500
5	500,000	504,500
6	600,000	609,000
7	700,000	715,000
8	800,000	822,000
9	900,000	930,000
10	1,000,000	1,039,500
15	1,500,000	1,605,000
20	2,000,000	2,204,500
25	2,500,000	2,838,500
30	3,000,000	3,510,500
35	3,500,000	4,221,500
40	4,000,000	4,974,500

一時払10口(100万円)に加入の場合 (月払に付随する一時払) ただし、月払、半年払に加入していることが前提です。			
加入年数(年)	生保積立金額 (脱退一時金額) (単位:約 円)	こくみん共済 coop 積立金 (脱退一時金) (単位:約 円)	積立金合計額 (脱退一時金) (単位:約 円)
1	998,400	1,001,380	1,999,780
2	1,009,900	1,012,900	2,022,800
3	1,021,400	1,024,540	2,045,940
4	1,033,100	1,036,330	2,069,430
5	1,045,000	1,048,240	2,093,240
6	1,057,000	1,060,300	2,117,300
7	1,069,100	1,072,490	2,141,590
8	1,081,300	1,084,830	2,166,130
9	1,093,700	1,097,300	2,191,000
10	1,106,300	1,109,920	2,216,220
15	1,171,200	1,175,230	2,346,430
20	1,240,000	1,244,380	2,484,380
25	1,312,800	1,317,590	2,630,390
30	1,390,000	1,395,120	2,785,120
35	1,471,900	1,477,200	2,949,100
40	1,558,700	1,564,120	3,122,820

■悠々プラン 給付額試算表

生保、こくみん共済 coop とともに予定利率年1.25%で計算したもので、今後変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。電機連合運営事務費、生保・こくみん共済 coop の手数料等により短期間の脱退一時金は払込掛金を下回る試算です。

月払10口(1万円)加入の場合 (生保7,000円、こくみん共済 coop3,000円)				
加入年数(年)	払込掛金合計額 (単位:円)	生保 0.7万円 (単位:約 円)	こくみん共済 coop 0.3万円 (単位:約 円)	積立金額(生保+こくみん共済 coop) (脱退一時金額) (単位:約 円)
1	120,000	82,600	35,480	118,080
2	240,000	166,110	71,380	237,490
3	360,000	250,600	107,690	358,290
4	480,000	336,070	144,410	480,480
5	600,000	422,450	181,560	604,010
6	720,000	509,810	219,140	728,950
7	840,000	598,220	257,140	855,360
8	960,000	687,540	295,590	983,130
9	1,080,000	777,910	334,470	1,112,380
10	1,200,000	869,330	373,810	1,243,140
15	1,800,000	1,342,040	577,370	1,919,410
20	2,400,000	1,842,260	792,900	2,635,160
25	3,000,000	2,371,600	1,021,120	3,392,720
30	3,600,000	2,931,880	1,262,770	4,194,650
35	4,200,000	3,524,990	1,518,630	5,043,620
40	4,800,000	4,152,890	1,789,550	5,942,440

半年払5口(5万円)に加入の場合 (生保5万円)		
加入年数(年)	払込掛金合計額 (単位:円)	生保積立金額 (脱退一時金額) (単位:約 円)
1	100,000	98,500
2	200,000	198,500
3	300,000	299,500
4	400,000	402,000
5	500,000	505,000
6	600,000	609,500
7	700,000	715,000
8	800,000	822,000
9	900,000	930,000
10	1,000,000	1,039,000
15	1,500,000	1,604,000
20	2,000,000	2,201,500
25	2,500,000	2,834,000
30	3,000,000	3,503,000
35	3,500,000	4,211,000
40	4,000,000	4,960,000

一時払10口(100万円)に加入の場合 (月払に付随する一時払) ただし、月払、半年払に加入していることが前提です。			
加入年数(年)	生保積立金額 (脱退一時金額) (単位:約 円)	こくみん共済 coop 積立金 (脱退一時金) (単位:約 円)	積立金合計額 (脱退一時金) (単位:約 円)
1	998,000	1,001,380	1,999,380
2	1,009,200	1,012,900	2,022,100
3	1,020,500	1,024,540	2,045,040
4	1,032,000	1,036,330	2,068,330
5	1,043,600	1,048,240	2,091,840
6	1,055,300	1,060,300	2,115,600
7	1,067,200	1,072,490	2,139,690
8	1,079,200	1,084,830	2,164,030
9	1,091,400	1,097,300	2,188,700
10	1,103,700	1,109,920	2,213,620
15	1,167,400	1,175,230	2,342,630
20	1,234,900	1,244,380	2,479,280
25	1,306,400	1,317,590	2,623,990
30	1,382,300	1,395,120	2,777,420
35	1,462,600	1,477,200	2,939,800
40	1,547,800	1,564,120	3,111,920

※ねんきん共済、悠々プランの給付額試算表(こくみん共済 coop 分)につきましては、新規ご加入契約、または、新団体年金共済へ移行いただいた契約となります。団体ねんきん共済をご継続いただいた加入者につきましては、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。

〈積立期間中の給付額について〉
給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)、こくみん共済 coop の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1) **ねんきん共済**:生保分年間保険料140億円(月払92億円、半年払48億円)を常に維持していること。**悠々プラン**:生保分年間保険料20.7億円(月払13.6億円、半年払7.1億円)を常に維持していること。
(2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3) 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)、こくみん共済 coop の基礎率のうち、予定利率年1.25%(2024年8月31日時点)で計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

■申込締切日
2025年5月30日一斉募集事務センター着

加入は早く若いうちに。そして長く

お金は“貯めるもの”ではありません“積み立てるもの”です
積立金は誰のものでもありません…**あなたのもの**です

■年金額1万円を受け取るために必要な積立金額は…

数値は60歳年金受取開始時、概算値です

年金コース	年金額1万円を受け取るための必要積立金額	年金コース	年金額1万円を受け取るための必要積立金額
5年2倍型10年確定年金(男性・女性) (前半1万円、後半0.5万円)	約 86.2万円	20年確定年金(男性・女性)	約214.3万円
10年確定年金(男性・女性)	約113.7万円	15年保証期間付 終身年金	(男性60歳) 約245.6万円 (女性60歳) 約277.8万円
15年確定年金(男性・女性)	約165.6万円	15年保証夫婦 連生終身年金	(男性60歳) 約278.1万円 (女性60歳) 約291.0万円

記載の数値は将来改定されることがあります。
ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。
表の数値は生保の数値を記載していますが、こくみん共済 coop もほぼ同様の数値となります。

■加入例

月払で年金額約5万円、半年払で年金額約5万円、あわせて年金額約10万円となる加入例

【月払】 10年確定年金の場合

加入年齢	口数・掛金		掛金累計		60歳時積立金		年金額(10年確定年金の場合)	
	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	()内上段生保分 ()内下段こくみん共済 coop 分	
20歳	10口 10,000円 (7,000円) (3,000円)	480万円 (336万円) (144万円)	約594万円 (約416万円) (約178万円)	約5.1万円 (約3.6万円) (約1.5万円)				
30歳	14口 14,000円 (11,000円) (3,000円)	504万円 (396万円) (108万円)	約587万円 (約461万円) (約126万円)	約5.1万円 (約4.0万円) (約1.1万円)				
40歳	22口 22,000円 (19,000円) (3,000円)	528万円 (456万円) (72万円)	約579万円 (約500万円) (約79万円)	約5.0万円 (約4.4万円) (約0.6万円)				
50歳	50口 50,000円 (47,000円) (3,000円)	600万円 (564万円) (36万円)	約621万円 (約584万円) (約37万円)	約5.1万円 (約5.1万円) (一時金受取)※				

<留意事項>

※上記加入例の加入年齢50歳では、こくみん共済 coop 分の年金額が1万円未満となり一時金受取となるため、生保分で年金額約5万円となります。

【半年払】 10年確定年金の場合

加入年齢	掛金	掛金累計	60歳時積立金	年金額
20歳	6口 60,000円	480万円	約596万円	約5.2万円
30歳	9口 90,000円	540万円	約631万円	約5.5万円
40歳	13口 130,000円	520万円	約573万円	約5.0万円
50歳	28口 280,000円	560万円	約582万円	約5.1万円

記載の数値は試算であり将来の給付額は確定していません。
上段の必要積立金の表の数値は生保の数値を記載していますが、こくみん共済 coop もほぼ同様の数値となります。
当ページの60歳時積立金の試算数値は5ページをご参照ください。

<年金開始後の給付額について(生保分)>

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますの

で、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金額の増額のため保険料に充当しますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付額は、配当金を加算していません。
<年金開始後の給付額について(こくみん共済 coop 分)>
パンフレットに記載された受取年金額は、2024年8月時点の予定利率(年1.25%)で試算したものです。
なお、予定利率は将来変動することがありますので、将来のお支払額を保証するものではありません。年金開始後は、予定事業費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

<保険料>は生命保険料控除の対象となります(他に生命保険料控除を受けて上限に達していないとき)

- **ねんきん共済に満50歳未満で加入された方**
個人年金保険料控除の対象
- **ねんきん共済に満50歳以上で加入された方、悠々プランに加入された方**
一般の生命保険料控除の対象

<受取時の課税について> 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

<一時金受取> 課税対象は「脱退一時金から払込保険料を差引いた額」。50万円まで非課税!!

- **脱退一時金から払込保険料を差引いた額が50万円まで非課税。**(他の一時所得がない場合)50万円超の場合は超過額の2分の1が一時所得となり、他所得と合算して確定申告が必要となります。

<年金受取> 課税対象は下記になります

- **雑所得として課税対象となります。(加入者本人が毎年受取る場合)**

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{基本年金受取総額またはその見込額}})$$

例：10年確定年金、年金年額120万円(年金受取総額1,200万円)、払込保険料合計額1,000万円の場合

$$\text{課税対象額} = 120\text{万円} - (120\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{1,200\text{万円}} \text{注1}) = \text{約}19.2\text{万円}$$
注1：小数第三位以下切上げ

*雑所得金額が年額25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。確定申告で調整ください。(年額25万円未満でも課税の対象です)

このねんきん共済、悠々プランは、下記保険会社とこくみん共済 coop に 責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあり共同委託しており、各引受会社は、個別にねんきん共済、悠々プラン上の 。（2024年10月1日現在）

<p>ねんきん共済(生保分)、悠々プラン(生保分)は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。 明治安田生命保険相互会社(事務幹事) <取扱先> 広域組織法人部 〒100-0005 東京都千代田丸の内2-1-1 電話 03-6259-0033 太陽生命、日本生命、住友生命、富国生命、第一生命</p>
<p>こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会) 〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 <取扱先> 組織推進部 電話 0120-01-6031</p>
<p>相互会社(生保)においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p>
<p>【加入手続き等に関するお問い合わせ先】 電機連合 福祉共済センター TEL03-3528-8461 (受付時間 9:00~17:30 除土日・祝日) (生保分)明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部法人営業第一部 TEL03-6259-0033 (受付時間 9:00~17:00 除土日・祝日)</p>

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)
 「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。
 パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



契約概要・注意喚起情報 【生命保険】

「ねんきん共済(拠出型企業年金保険)、
悠々プラン(拠出型企業年金保険)」

意向確認【ご加入前のご確認】

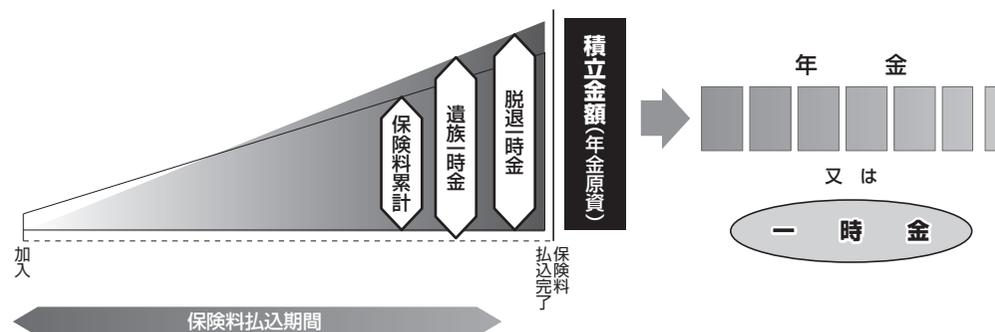
ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本制度説明書の該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本制度説明書の内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

詳細につきましては制度説明書の該当箇所を参照ください。



2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本制度説明書の該当箇所をご参照ください。

退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本制度説明書に記載の給付額試算表にてご確認ください。

4. 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金(もしくは一時金)

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。詳細につきましては、制度説明書の該当箇所をご参照ください。

5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社 本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※本制度説明書記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本制度説明書記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

- 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。
(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)
明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部03-6259-0033

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本制度説明書記載の団体窓口へご連絡ください。

- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利率のすることをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9. ご契約の継続と解約返戻金

- この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
- 解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本制度説明書記載の団体窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

新団体年金共済 ご契約内容(契約概要)

電機連合「ねんきん共済」の月払掛金(3口・3,000円、一時払含む)部分は、こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の「新団体年金共済」制度と契約し、当該共済の事業規約・細則に基づき運営しています。ご契約内容となる事業規約・細則につきましては、こくみん共済 coop までお問い合わせください。

この「新団体年金共済 ご契約内容(契約概要)」は、「新団体年金共済」制度のご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入例、給付額試算表、制度の内容などの記載ページおよび「新団体年金共済 ご契約にあたっての注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 共済制度の特徴

- (1) 老後の保障ニーズに合わせて、生涯にわたって年金を受け取れる「終身年金(15年保証期間付終身年金)」と年金受取期間が指定できる「確定年金(5年・10年・15年)」があります。または一時金を受け取れます。
- (2) 健康で正常に生活している電機連合加盟組合の構成員の方ならどなたでも加入することができます。
- (3) 月払い3口(3,000円)をベースに一時払(随時払い)の活用で、無理なく老後の資金づくりができます。
- (4) 万一積立期間中に死亡された場合は、その時点の積立金に月払掛金の1回分を加えた額を遺族一時金としてお支払いします。
- (5) 中途脱退(解約)の場合はその時点の積立金を脱退一時金としてお支払いします。
- (6) 一定の条件を満たした契約は、所得税の個人年金保険料控除の対象となります。(条件を満たしていない場合は一般生命保険料控除の対象となります)

2. 加入資格について

発効日現在、満15歳から満58歳未満の健康で正常に就業している方が加入できます。電機連合加盟組合の構成員以外の方は加入できません。

3. ご加入できる方、掛金の額、契約発効日(加入日)、払込満了日(積立完了日)について

「制度の内容」「給付額試算表」「募集スケジュール」記載ページをご参照ください。

4. 積立金について

将来の受取予想額は「給付額試算表」のページをご参照ください。

(なお、給付額試算表の金額は一定の条件で計算しており、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお受取額をお約束するものではありませんのでご留意願います。)

5. 契約できる限度(年金額の限度)

こくみん共済 coop のねんきん共済(個人年金共済)と通算して加入者一人あたり最高限度額は年金年額120万円となります。

6. 年金および一時金が主に支払われる場合

- (1) 基本年金(契約年金)および脱退一時金

掛金払込完了後に積立金を原資として、お支払いします。掛金払込完了前に脱退される場合は脱退一時

金をお支払いします。年金開始年齢は原則満60歳となります。

- (2) 遺族一時金

加入者が積立期間中に死亡された場合、その時点の積立金に月払掛金の1回分を加えた額をお支払いします。

- (3) 遺族年金もしくは一時金

契約者が契約年金保証期間中にお亡くなりになった場合、残りの保証期間分を遺族年金もしくは一時金としてお支払いします。

※税制適格年金扱以外の契約年金で、年金開始日において、契約年金額が12万円に満たないときは一時金としてお支払いします。

※年金開始日が近づきましたら、電機連合福祉共済センターから契約者に年金請求書等必要な書類一式をお送りしますので手続きをお願いします。また契約者がお亡くなりになった場合は、直ちに電機連合福祉共済センターにご連絡ください。死亡一時金などの請求書等必要な書類一式をお送りします(受取人は請求をすみやかに行ってください(正当な理由なく、調査または調査に必要な書類の提出を拒んだり妨げたりしたときは、お支払いができない場合があります))。

7. 割り戻し金について

こくみん共済 coop の毎年の決算(5月末)によって新団体年金共済の剰余が生じた場合は、契約者に割り戻し金としてお戻しします(ただし、割り戻し金のお支払いはお約束するものではありません)。割り戻し金は次の取り扱いとなります。

- (1) 積立期間中の割り戻し金は、年金開始日まで利息をつけて据置、年金の増額にあてさせていただきます(「増額年金」)。ただし、積立期間中に契約者が死亡されたときには、遺族一時金と合わせて死亡共済金受取人にお支払いします。

- (2) 年金支払期間中の割り戻し金

- ① 契約年金と共にお支払いする場合

ア. ねんきん共済(確定年金)、悠々プランの場合

毎年すえ置いて5年ごとに「長寿祝金」としてお支払いします。

イ. ねんきん共済(終身年金)の場合

毎年すえ置いて5年ごとに「増額年金」として年金の買い増しにあてます。

※死亡時には「死亡弔慰金」としてお支払いします。

- ② 遺族年金(「年金受給保証期間中に契約者が死亡したときで、遺族の方が年金受取の残期間を年金として受け取る」制度)とともにお支払いする場合は毎年の年金と一緒にお支払いします。

新団体年金共済 ご契約にあたっての注意喚起情報

こくみん共済 coop は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積立を行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

こくみん共済 coop は、これからも引き続き健全な運営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。(詳しくは各都道府県のこくみん共済 coop にお問い合わせください)

1. 責任開始日

加入の申し込みと初回掛金の払い込みがともに完了し、こくみん共済 coop がそのお申し込みに対して承諾した場合は、6月1日または9月1日、1月1日(傘下組合の募集時期により異なります)のいずれかの午前零時より契約に関する責任が開始されます。

2. 年金・共済金をお支払いできない場合

次のような場合には、年金・共済金をお支払いできません。

- (1) 契約が解除されたとき
- (2) 契約が無効となったときや、詐欺等により取り消されたとき
- (3) 遺族年金の受取人が故意に加入者を死亡させたとき
- (4) 加入者が発効日から1年以内に自殺したとき(遺族一時金)
- (5) 加入者の犯罪行為により死亡したとき(遺族一時金)など

3. 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
 - (2) 加入者が発効日に加入資格を満たしていなかったとき
 - (3) 加入者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 - (4) 加入者が発効日にすでに団体の構成員でなかったとき
 - (5) 払込掛金累計額を超えていた場合は、その超えた部分
 - (6) 団体ねんきん共済の加入者が新団体年金共済の加入者として加入した場合
 - (7) すでにこくみん共済 coop のねんきん共済(個人年金共済)にご加入の方が、さらに新団体年金共済に加入された場合において、ねんきん共済(個人年金共済)との契約年金共済金額の合計が新団体年金共済の契約年金共済金額の限度額(120万円)を超えていたときは新団体年金共済の超えた部分
- ※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。
※(1)～(6)に該当したときは、すでに払い込まれた掛金の全部または一部を契約者に返還します。(7)に該当したときは、最高限度を超えた年金額に相当する責任準備金をお返しします。

4. 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 加入者、または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させまたは発生させようとしたとき
- (3) 加入者、または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4) 他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coop との信頼関係が損なわれ、こくみん共済 coop が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6) 加入者が年金開始日前において団体の構成員でなくなったとき

(7) 年金開始日前において、契約年金額が12万円に満たないとき。この場合には、随時払いによる年金額の増額をしていただくか、解約の手続きによる一時金での受け取りとなります。

(8) 掛金の払い込みを停止したとき、その契約の責任準備金が10万円に満たないとき

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

※(6)～(8)に該当して契約が解除となったとき、解約返戻金相当額をお返しします。

5. 掛金の払い込みについて

掛金の払込猶予期間中(「制度の内容」記載ページ参照)に掛金の払い込みがない場合には、猶予期間の翌月1日より契約の効力を失います。失効となった場合、積立金をお支払いします。

6. 契約の脱退(解約)・脱退一時金について

加入者は、積立期間中は契約を解約することができます。その場合、脱退一時金(積立金)をお支払いします。また年金受給開始後も一時金で受け取ることができます。

ただし、一時払(随時払い)で払い込んだ部分だけの解約など、契約の一部の解約はできません。

※積立期間が短い場合の脱退一時金は、払い込まれた掛金の一部を事務運営費などに充てているため払込掛金の累計を下回ります。

7. 計算基礎率とその変更について

新団体年金共済は、あらかじめ設定した予定利率・予定死亡率・予定事業費率に基づいて、積立期間中に積み立てられた積立金を原資として、年金開始日時点で適用される契約年金ごとの年金原資率に当てはめて年金額を算出する仕組みです。この積立期間中または年金開始後の予定利率・予定死亡率・予定事業費率(付加掛金率など)を計算基礎率とといいます。厚生労働大臣の認可を得て制度改正が行われ、計算基礎率が変更となったときは、それ以後に加入の契約だけでなく、すでにご加入の契約を含めた新団体年金共済の契約全体に、変更後の計算基礎率が適用されます。ただし、すでに年金の支払いを開始している契約については、年金額の変更はおこなわれません。計算基礎率を変更するときは、あらかじめ加入者にご連絡します。

8. 苦情のお申し出先と異議の申し立てについて

(1) 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

こくみん共済 coop に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県のこくみん共済 coop までご連絡ください。

(2) 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、こくみん共済 coop で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

9. 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとじて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

10. 規約および細則の変更について

こくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済 coop ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

こくみん共済 coop からのお知らせ

1. 団体ねんきん共済(旧制度)を選択されたご加入者へ

2010年12月の制度改定時より、団体ねんきん共済の新規引受を停止しました。

- (1) 団体ねんきん共済を継続された場合、新団体年金共済との重複加入はできません。
(団体ねんきん共済を継続された場合、悠々プラン「月払(こくみん共済 coop)」には新規でご加入することはできません。「半年払(生保)」は生保のみ取り扱いのため、ご加入できません)
- (2) 団体ねんきん共済に一時払で積み増しする場合および積立完了年齢満60歳到達後の継続・繰延期間の予定利率は「0.5%」となります。
- (3) 本パンフレット記載の積立金・給付額試算表等については「新団体年金共済」の金額です。
(団体ねんきん共済を継続された方は、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください)

2. 生命保険料控除の取り扱いについて(2012年1月に税制改正されました)

ねんきん共済(悠々プラン含む)の取り扱いについて、2012年1月1日以降の新規加入では生保とこくみん共済 coop で取り扱いが異なります。

- ・ 生 保: 税制改正の適用は受けず、旧制度が適用されます。
(最高5万円の所得控除)
生保の団体年金は加入者ごとの加入日にかかわらず、団体制度発足日(ねんきん共済: 1988年6月・9月、悠々プラン: 1998年6月・9月)が全加入者に適用されることから、新規加入日が2012年1月以降でも旧制度が適用されます。
- ・ こくみん共済 coop: 税制改正が適用され、改正後の控除額計算方法により控除額を算出します。(最高4万円の所得控除)

※ 新規加入日が2012年1月1日以降の方は、月払について、旧制度と新制度が混在します。

ぜひ HP にアクセスしてください!!

動画をご覧ください!!

電機連合福祉共済センターのホームページ

<https://kyosai.jeiou.or.jp/>



- ねんきん共済の制度内容を動画でわかりやすくご案内しています。
- Q&A、その他の情報も掲載していますのでご活用ください。

＜個人情報に関する取扱いについて＞

契約者と生命保険会社からのお知らせ (契約者は全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会です。)

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

電機連合とこくみん共済 coop からのお知らせ

電機連合及びこくみん共済 coop は、当該共済の運営にあたって入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を共済制度の運営に付随する業務を推進するため、共同利用させていただきます。電機連合は、当該共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務手続きのために使用いたします。また、こくみん共済 coop は受領した個人情報を、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○ 所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

※ 個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済 coop ホームページ(<https://www.zenrosai.coop/>)をご参照ください。

電機連合および加盟組合からのお知らせ

電機連合及び加盟組合は、当該共済の運営にあたって、組合員が加入申込書に関する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、「個人情報」といいます。)を共済制度の運営に付随する業務を推進するため、共同利用させていただきます。加盟組合は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。電機連合は受領した個人情報を各種保険契約の継続・維持管理・その他保険に関連・付随する業務のために使用(注)し、また、必要に応じて、加盟組合に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更等が生じた際にも、引続き電機連合および加盟組合においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、電機連合福祉共済センターの個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://kyosai.jeiou.or.jp/>)をご覧ください。

提携金融機関一覧

明治安田収納ビジネスサービス株式会社

※以下の金融機関は全て提携しております。

金融機関名	金融機関番号	金融機関名	金融機関番号	金融機関名	金融機関番号
信用金庫					
九州					
筑後	1909	九州ひぜん	1933	宮崎第一	1980
飯塚	1910	たちばな	1942	延岡	1982
田川	1913	熊本第一	1951	高鍋	1985
大川	1917	熊本中央	1952	鹿児島	1990
大津	1920	熊本中	1954	鹿児島相互	1991
唐津	1930	天草	1955	鹿児島大島	1993
佐賀	1931	大分	1960	奄美大島	1996
佐賀	1932	大分みらい	1962		
佐賀	1932	大分みらい	1968		
信用組合					
北海道					
札幌中央	2011	青和	2231	滋賀	2504
札幌中央	2013	中ノ郷	2235	滋賀県民	2505
函館商工	2017	七島	2241	滋賀	2505
空知商工	2019	大東	2248	京都	2526
十勝	2024	第一勧業	2254	京都	2526
十勝	2025	警視庁職員	2271	大阪	2540
青森	2030	東京消防	2274	大成協	2541
青森	2030	東京都職員	2276	大阪協栄	2543
岩手	2045	八潮	2277	大阪貯蓄	2548
岩手	2045	朝日新	2580	大沼	2549
宮城	2061	神奈川	2304	中ぞ	2556
石巻商工	2062	神奈川医師	2304	大阪府医師	2560
古川	2063	神奈川歯科	2305	大阪府警察	2566
仙北	2063	横浜幸銀	2306	近畿	2567
秋田	2075	横浜華銀	2307	ミ	2582
秋田	2075	小田原第一	2315	兵庫	2602
山形	2083	相愛	2318	兵庫警察	2605
山形中央	2084	新潟	2351	兵庫医療	2606
山形第一	2085	新潟	2356	淡路	2616
福島	2090	はばた	2357	兵庫	2620
福島商工	2092	協栄	2360	島根	2661
いわき	2095	巻	2362	島根益田	2661
相双五	2096	新潟大	2363	岡山	2672
会津	2096	ゆき	2365	朝銀	2674
茨城	2101	糸魚川	2366	笠岡	2674
茨城	2101	山梨	2377	広島	2680
栃木	2122	都梨	2378	広島市	2681
那須	2125	長野	2390	広島商	2684
群馬	2143	長野	2390	両備	2690
群馬	2146	富山	2402	備後	2696
群馬	2149	富山	2404	山口	2703
埼玉	2162	石川	2411	山口	2703
埼玉	2165	石川	2417	香川	2721
埼玉	2167	福井	2430	香川	2721
千葉	2180	愛知	2440	高知	2740
千葉	2184	愛知	2442	土佐	2741
千葉	2190	愛知	2443	宿毛	2741
東京	2060	愛知	2444	福岡	2773
東京	2202	愛知	2444	福岡	2773
東京	2210	愛知	2448	佐賀	2803
東京	2211	愛知	2451	佐賀	2808
東京	2215	岐阜	2470	長崎	2820
東京	2224	岐阜	2471	長崎	2821
東京	2226	伊飛	2476	西海	2825
江東	2229	益田	2481	福岡	2833
				熊本	2845

※は同一名称の金融機関がありますので、ご注意ください。

2025.1

提携金融機関一覧

明治安田収納ビジネスサービス株式会社

※以下の金融機関は全て提携しております。

金融機関名	金融機関番号	金融機関名	金融機関番号	金融機関名	金融機関番号
信用組合					
大分					
大分	2870	鹿児島	2890		
宮崎	2884	鹿児島	2895		
宮崎	2884	鹿児島	2895		
労働金庫					
北海道	2951	静岡	2968	四国	2987
北海道	2954	北陸	2970	九州	2990
中央	2963	東海	2972	沖縄	2997
新潟	2965	近畿	2978		
長野	2966	中国	2984		
その他					
PayPay	0033	住信SBIネット	0038	SBI新生	0397
セブン	0034	auじぶん	0039	あおぞら	0398
ソニー	0035	イオン	0040		
楽天	0036	GMOあおぞらネット	0310		
金庫					
商工中金	2004	ゆうちょ銀行	9900	外資系銀行	0401
農業協同組合					
全都道府県		漁業協同組合			

※は同一名称の金融機関がありますので、ご注意ください。

2025.1

2025年「電機連合ねんきん共済」組合・支部コード一覧

【注】全支部にコードは付与されていません。記載以外の支部の方は所属の労働組合本部のコードを記入してください。

組合名	支部名	組合・支部コード	【参考】該当する主な会社・分社・事業場名など
パナソニックEW労働組合		011000	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	関西地区協議会 門真分会	011001	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	中部地区協議会 津分会	011002	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	中部地区協議会 瀬戸分会	011006	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	首都圏地区協議会	011007	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	関西地区協議会	011008	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	中部地区協議会	011009	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	中国・四国地区協議会	011010	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	東北地区協議会	011011	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	北海道地区協議会	011013	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	関東地区協議会 新潟分会	011015	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	九州・沖縄地区協議会	011019	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	関東地区協議会 茨城分会	011022	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	関東地区協議会	011023	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
関西地区協議会 高槻分会	011031	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社	
関西地区協議会 奈良分会	011034	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社	
パナソニックエコシステムズ労働組合		062000	パナソニック エコシステムズ株式会社
パナソニック ライティングデバイス労働組合		089000	パナソニック ライティングデバイス㈱
旭めっき労働組合		171000	旭鍍金工業株式会社
ゴートップ労働組合		420000	株式会社ゴートップ
パナソニックサイクルテックユニオン		425000	パナソニックサイクルテック株式会社
パナソニックITSフレンドシップユニオン		427000	パナソニックITS株式会社
パナソニックコネクト労働組合		428000	
	横浜支部(福島地区)	428006	パナソニック コネクト株式会社(福島)
	横浜支部(仙台地区)	428009	パナソニック コネクト株式会社(仙台)
	関西支部(京橋)	428011	パナソニック コネクト株式会社(京橋)
	関西支部(門真など)	428017	パナソニック コネクト株式会社(門真・守口・大東・彩都・南港・浜離宮)
	関西支部(神戸)	428018	パナソニック コネクト株式会社(神戸)
	横浜支部	428021	パナソニック コネクト株式会社(佐江戸・浜離宮)
	GSOL支部	428022	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー
	横浜支部(佐賀地区)	428024	パナソニック コネクト株式会社(佐賀)
	横浜支部(福岡地区)	428025	パナソニック コネクト株式会社(福岡)
	PA支部 西日本ブロック	428026	パナソニック コネクト株式会社 回路形成プロセス事業部(豊中)
	PA支部 東日本ブロック	428026	パナソニック コネクト株式会社 溶接プロセス事業部
	PA支部 九州ブロック	428027	パナソニック コネクト株式会社 回路形成プロセス事業部(福岡)
NTTデータMSEフレンドシップユニオン		430000	NTTデータMSE
パナソニックインダストリー労働組合		431000	パナソニック インダストリー株式会社
	本社総合支部	431001	パナソニック インダストリー株式会社
	宇治支部	431002	パナソニック インダストリー株式会社
	福井支部	431005	パナソニック インダストリー株式会社
	但馬支部	431007	パナソニック インダストリー株式会社
	津山支部	431008	パナソニック インダストリー株式会社

組合名	支部名	組合・支部コード	【参考】該当する主な会社・分社・事業場名など
	山口支部	431009	パナソニック インダストリー株式会社
	北海道支部	431010	パナソニック インダストリー株式会社
	松江支部	431011	パナソニック インダストリー株式会社
	富山支部	431013	パナソニック インダストリー株式会社
	四日市支部	431014	パナソニック インダストリー株式会社
	伊勢支部	431015	パナソニック インダストリー株式会社
	郡山支部	431016	パナソニック インダストリー株式会社
	大東支部	431023	パナソニック インダストリー株式会社
	営業支部	431024	パナソニック インダストリー株式会社
	京田辺支部	431025	パナソニック インダストリー株式会社
	佐賀支部	431026	パナソニック インダストリー株式会社
	春日井支部	431027	パナソニック インダストリー株式会社
	熊本支部	431028	パナソニック インダストリー株式会社
	竜野支部	431029	パナソニック インダストリー株式会社
パナソニックオートモーティブシステムズ労働組合		434000	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社
	松本支部	434001	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社 松本拠点/松阪拠点
	池辺支部	434002	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社 池辺拠点/各営業拠点
	佐江戸支部	434003	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社 佐江戸拠点/白河拠点
	若狭支部	434004	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社 敦賀拠点/草津拠点
	門真支部	434005	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社 門真拠点
近鉄トレーディングサービス労働組合		440000	株式会社近鉄トレーディングサービス
パナソニックシステムネットワークス開発研究所労働組合		445000	㈱パナソニック システムネットワークス開発研究所
	仙台地区	445001	㈱パナソニック システムネットワークス開発研究所 仙台拠点
	金沢地区	445002	㈱パナソニック システムネットワークス開発研究所 金沢拠点
	浜松地区	445003	㈱パナソニック システムネットワークス開発研究所 浜松拠点
パナソニック環境エンジニアリング労働組合		449000	パナソニック環境エンジニアリング株式会社
パナソニック健保労働組合		450000	パナソニック健康保険組合
パナソニックコーポレートユニオン		453000	
	パナソニック オペレーショナルエクセレンス支部	453011	パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
	パナソニック ホールディングス支部	453012	パナソニック ホールディングス株式会社 パナソニック スポーツ株式会社
パナソニックエナジー労働組合		457000	
	大阪守口支部	457001	パナソニックエナジー株式会社 守口、東京(港区・虎ノ門・汐留・浜離宮・品川)、京橋、西門真、二色の浜、北浜
	住之江支部和歌山地区職場	457004	パナソニックエナジー株式会社 和歌山
	住之江支部	457005	パナソニックエナジー株式会社 住之江、貝塚
	あわ支部(洲本)	457006	パナソニックエナジー株式会社 洲本、南淡、東浦、PPES(株)出向者
	あわ支部(徳島)	457007	パナソニックエナジー株式会社 徳島、PPES(株)出向者 徳島
	播磨支部(加西)	457008	パナソニックエナジー株式会社 在籍 PPES(株)出向者 加西、神戸Lab、豊田市、三宮
	播磨支部(姫路)	457009	パナソニックエナジー株式会社 在籍 PPES(株)出向者 姫路
PNユニオン		458000	㈱パナソニック日本総務部
パナソニックアプライアンスユニオン		460000	パナソニック株式会社
	くらしアプライアンス支部 神戸拠点	460006	キッチン空間事業部 神戸拠点
	くらしアプライアンス支部 LV草津	460008	ランドリー・クリーナー事業部 草津拠点、東京拠点
	くらしアプライアンス支部 静岡拠点	460009	ランドリー・クリーナー事業部 静岡拠点
	直轄支部	460010	PC直轄部門(CMJ除く)

組合名	支部名	組合・支部コード	【参考】該当する主な会社・分社・事業場名など
	くらしアプライアンス支部 八日市拠点	480012	ランドリー・クリーナー事業部 八日市拠点
	くらしアプライアンス支部 KA草津	480017	キッチン空間事業部 草津拠点、東京拠点
	くらしアプライアンス支部 彦根拠点	480018	ビューティ・パーソナルケア事業部 彦根拠点
	くらしアプライアンス支部 BC草津	480019	ビューティ・パーソナルケア事業部 草津拠点、東京拠点
	コンシューマーマーケティング支部	480023	コンシューマーマーケティングジャパン本部 (PMJ出向者・株)パナソニック マーケティングスクール含む)
	くらしアプライアンス支部 直轄	480026	くらしアプライアンス社 直轄部門(スタッフ部門、BPID、LPID、DCPD)
NX・NPロジスティクスユニオン		483000	NX・NPロジスティクス株式会社
パナソニックプロダクションエンジニアリング労働組合		487000	パナソニック プロダクションエンジニアリング株式会社
パナソニックアドバンステクノロジー労働組合		498000	パナソニック アドバンステクノロジー株式会社
パナソニックエレクトリックワークス朝日労働組合		600212	パナソニック エレクトリックワークス朝日株式会社
パナソニック住宅設備労働組合		643000	パナソニック住宅設備株式会社
	幸田分会	643010	パナソニック住宅設備株式会社 幸田工場
	北九州分会	643020	パナソニック住宅設備株式会社 北九州工場
	門真分会	643030	パナソニック住宅設備株式会社 門真工場
	水戸分会	643040	パナソニック住宅設備株式会社 水戸工場
パナソニックソーラーシステム製造労働組合		700093	パナソニック ソーラーシステム製造株式会社
パナソニック補聴器労働組合		B00000	パナソニック補聴器株式会社
パナソニックシステムデザイン労働組合		B02000	パナソニック システムデザイン株式会社
パナソニック ファシリティーズ労働組合		B0K000	パナソニック ファシリティーズ株式会社
AVCテクノロジー労働組合		B0L000	パーソルAVCテクノロジー株式会社
パナソニック産機システムズ労働組合		B0N000	パナソニック産機システムズ株式会社
パナソニックAP空調冷設機器労働組合		B0R000	パナソニックAP空調・冷設機器株式会社
パナソニックインフォメーションシステムズ労働組合		B0S000	パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社
パナソニックエナジー東浦労働組合		B0V000	パナソニックエナジー東浦株式会社
パナソニックデバイスコンポーネント労働組合		B0Y000	パナソニック デバイスコンポーネント株式会社
i-PRO労働組合		B0Z000	i-PRO株式会社
パナソニックエアコン・コールドチェーンユニオン		B13000	
	空質空調支部AC・M	B13001	パナソニック(株)空質空調社
	空質空調支部CAC	B13002	パナソニック(株)空質空調社
	空質空調支部空調D	B13003	パナソニック(株)空質空調社
	コールドチェーンソリューションズ支部	B13004	パナソニック(株)コールドチェーンソリューションズ社
	空質空調支部光学D	B13005	パナソニック(株)空質空調社
	空質空調支部直轄	B13006	パナソニック(株)空質空調社
パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション労働組合		B14000	パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
	本社支部 守口	B14001	パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
	本社支部 宇都宮	B14002	パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
	九州支部	B14003	パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
パナソニックハウジングソリューションズ労働組合		B15000	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社
	門真事務所 (中部分会、近畿分会、中四国分会、九州分会、水廻り分会、建築分会、門真スタッフ分会、外廻り分会(門真))	B15001	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社
	東京汐留 (北海道分会、東北分会、関東分会、首都圏分会)	B15002	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社
	滋賀事務所(外廻り分会(滋賀))	B15003	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社
パナソニックエレクトリックワークス紀南電工労働組合		B19000	パナソニック エレクトリックワークス紀南電工株式会社
パナソニックテクノサービス労働組合		H30000	パナソニックテクノサービス株式会社

組合名	支部名	組合・支部コード	【参考】該当する主な会社・分社・事業場名など
	北海道支部	H30010	パナソニックテクノサービス株式会社 北海道・東北支社（北海道）
	東北支部		パナソニックテクノサービス株式会社 北海道・東北支社（東北）
	東部支部	H30020	パナソニックテクノサービス株式会社 東部支社
	中部支部	H30030	パナソニックテクノサービス株式会社 中部支社
	近畿支部	H30040	パナソニックテクノサービス株式会社 近畿支社
	九州支部	H30050	パナソニックテクノサービス株式会社 九州支社
	中国四国支部	H30060	パナソニックテクノサービス株式会社 中国・四国支社
パナソニックEWエンジニアリング労働組合		H34000	パナソニックEWエンジニアリング株式会社
興陽電機労働組合		H37000	興陽電機株式会社
パナソニック スイッチングテクノロジー労働組合		H3C000	パナソニックスイッチングテクノロジー株式会社
	帯広支部	H3C001	パナソニックスイッチングテクノロジー株式会社
	大田原支部	H3C002	パナソニックスイッチングテクノロジー株式会社
パナソニック スイッチギアシステムズ労働組合		H3D000	パナソニック スイッチギアシステムズ株式会社
パナソニック ホームズ労働組合		H3H000	パナソニック ホームズ株式会社、パナソニック リフォーム株式会社
パナソニックライティングシステムズ労働組合		H3J000	パナソニック ライティングシステムズ㈱ 本社
	伊賀支部	H3J001	パナソニック ライティングシステムズ㈱ 伊賀工場
	春日支部	H3J002	パナソニック ライティングシステムズ㈱ 春日工場
	福井支部	H3J003	パナソニック ライティングシステムズ㈱ 福井工場
	門真地区分会	H3J004	パナソニック ライティングシステムズ㈱ 本社
パナソニック エレクトリックワークス池田電機労働組合		H3K000	パナソニック エレクトリックワークス池田電機株式会社
パナソニック エレクトリックワークス電材三重労働組合		H3M000	パナソニック エレクトリックワークス電材三重株式会社
パナソニック内装建材労働組合		H3Q000	パナソニック内装建材株式会社 香川工場
	群馬分会	H3Q001	パナソニック内装建材株式会社 群馬工場
	兵庫分会	H3Q003	パナソニック内装建材株式会社 兵庫工場
パナソニックエレベーター労働組合		H3Z000	パナソニックエレベーター株式会社
パナソニックデバイスSUNX九州労働組合		H41000	パナソニックデバイスSUNX九州株式会社
パナソニックSPT労働組合		H43000	パナソニックSPT株式会社
ケイミュー労働組合		H44000	ケイミュー株式会社
パナソニックアーキスケルトンデザイン労働組合		H45000	パナソニックアーキスケルトンデザイン株式会社
パナソニックAWエンジニアリング労働組合		H47000	パナソニックAWエンジニアリング株式会社
パナソニックソーラーアモルトン労働組合		H90000	パナソニックソーラーアモルトン株式会社
パナソニックエナジー南淡労働組合		H93000	パナソニックエナジー南淡㈱ 賀集工場、三原工場、津名工場
パナソニックグループ労働組合連合会		002000	PGU本部、福祉共済センター